

5. 公共建築物

(1) 基本的な考え方

公共建築物は、多くの市民に利用され規模も大きいことから、地域のランドマークとなる景観要素です。

このため、公共建築物の整備においては、周辺の景観特性を考慮し、その施設が地域のシンボルとなるよう、地域の景観を形成する上での位置づけを検討し、市民が快適で親しみやすい施設となることが重要です。

(2) 景観形成の方針とチェック事項

構想段階

- ✓ チェック 1: 景観形成方針を踏まえ、目指すべき施設の景観像を検討しているか？ (P51)
- ✓ チェック 2: 周辺の景観に対する影響を検討しているか？ (P51)
- ✓ チェック 3: 隣接地との連携による一体的な整備や良好な景観要素の活用を総合的に検討しているか？ (P51)



設計・施工段階

- 方針① 成田市景観計画の景観形成基準を遵守する。 (P52)

構想段階

√ チェック 1 景観形成方針を踏まえ、目指すべき施設の景観像を検討しているか？

- ① 現地を踏査し、周辺環境や地域特性の把握に努める。
- ② 計画の対象となる公共建築物が景観計画に定める景観ゾーン・景観拠点・景観軸のどこに該当しているかを確認し、その方針を踏まえた景観整備の構想等を立てる。

√ チェック 2 周辺の景観に対する影響を検討しているか？

周辺特性

- ① 敷地内や周辺に保全または活用すべき眺めや景観資源があるかを確認する。



▲河川への視点の場として、公共建築物用地内にテラスが設けられている。【①】

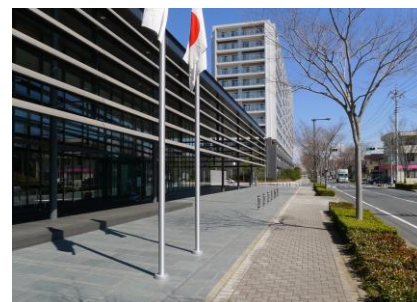
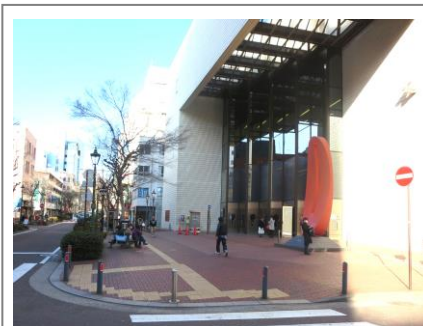
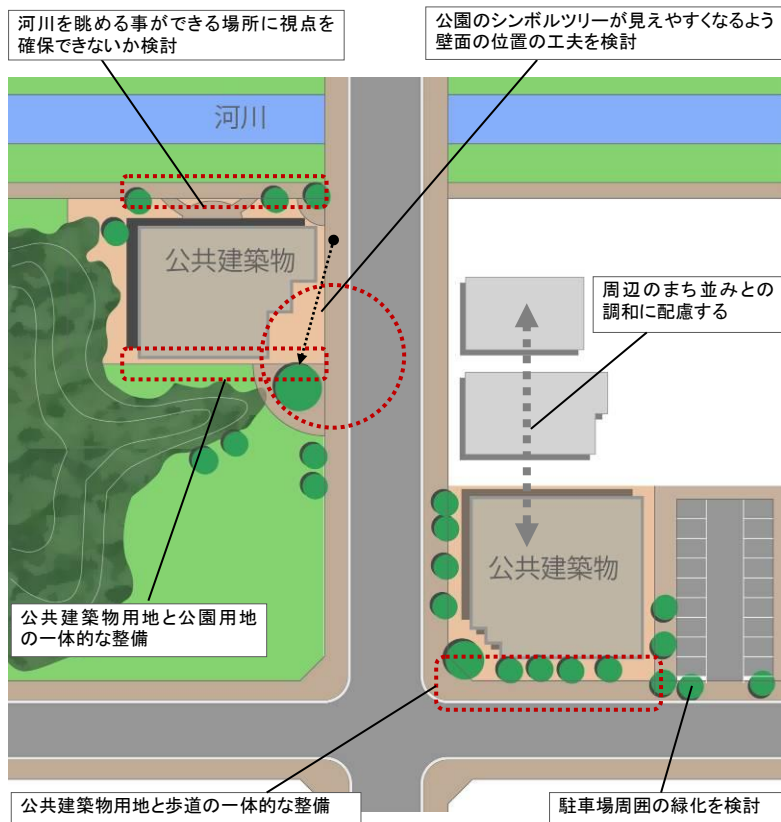
√ チェック 3 隣接地との連携による一体的な整備や良好な景観要素の活用を総合的に検討しているか？

ゆとりスペース

- ① ゆとりを感じさせる景観を形成するために、他の公共施設や民有地との一体的整備や連携を検討する。

眺望

- ② 地域の特徴的な景観が得られる場所では、快適なスペースの確保や建築物や工作物の適切な配置を検討する。



▲公共建築物用地と歩道の一体的な空間づくりがされている。【①】

方針① 成田市景観計画の景観形成基準を遵守する。

■建築物の建築等

共通基準		景観計画 該当頁
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺の樹林等の緑や建築物との連続性が感じられる配置・規模とする。 現況の地形や既存の樹林等を活かした配置とし、大規模な地形の改変を控える。 大規模な施設は、周辺景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。 長大な擁壁・法面を生じない造成や緑化等により、周辺になじむよう工夫する。 	33
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 外壁面は、長大とならないよう壁面を分割・分節するなど工夫する。 屋外階段、建築物に付帯する設備類は、建築物本体との一体的な形態・意匠となるよう工夫する。 光沢のある素材や反射する素材などの著しく突出する素材の使用を控える。 外壁または屋根の色彩は、色彩基準の一覧表（P56）の範囲内とする。 	
外構、付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の道路際は、周辺となじむよう緑化を工夫する。 駐車場・ゴミ置き場等の付属施設は、景観の向上に資するよう、周辺と調和する配置や緑化、遮へい措置等を工夫する。 擁壁、塀、柵等を設置する場合は、工作物の基準に準ずる。 	
里地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13mを超える建築物は、地域の自然構造を踏まえ、背景となる斜面林等の周辺の樹林の高さからできる限り突出しない配置・規模とする。 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を断ち切らないようにする。 敷地の道路際は、周辺の樹林等の緑の連続性を維持するよう生垣等により緑化を図る。 	34
商業地景観ゾーン・駅周辺景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した1・2階の低層部分は、壁面の位置の後退等により、ゆとりのある空間を確保するとともに、大きな壁面が生じないよう工夫する。 自然素材を活用したり、多くの人々が目にする出入口周辺では花壇やプランター、ベンチ等を配置するなど、おもてなしの表情づくりを工夫する。 	35
歴史景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特徴を創出する建築形態、素材及び色彩を積極的に取り入れるなど、伝統を感じさせる工夫をし、歴史・文化的資源との調和を図る。 	
沿道沿線景観軸	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いは、壁面の後退等により、ゆとりのある空間や緑化スペース等を確保する。 	別冊
成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さの最高限度を地盤面から20mとする。 外壁の基調色は、推奨色（P15）を積極的に使用するものとする。 空調室外機、ダクト配管等の付属工作物については、参道に面した位置に配置しないものとする。やむを得ず、参道に面した位置に配置する場合は、建築物と調和した形態意匠とし、自然素材等を使用した囲いを設ける等、修景するものとする。 	

■擁壁、塀、柵等

共通基準		景観計画 該当頁
<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感を与えないように、道路からできる限り後退した位置に設置するなどの工夫を行う。 表情をつけるため、面を分割したり、テクスチャー（凹凸による陰影）をつけるなどの表面処理を行う。 周辺となじませるために、緑化を工夫する。 工作物の色彩は、色彩基準の一覧表（P56）の範囲内とする。 		37
里地景観ゾーン・歴史景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> 自然素材や、地域に古くから使われてきた形態・意匠、素材及び色彩を取り入れ、歴史・文化的資源や周辺との調和を図る。 	
住宅市街地景観ゾーン・商業地景観ゾーン・沿道沿線景観軸・駅周辺景観拠点	<ul style="list-style-type: none"> 設置位置の後退等により、歩行者に圧迫感を与えない工夫をする。 花壇や生垣の併用など、植栽を有効利用することで、おもてなしやうるおいを感じさせる表情づくりを工夫する。 	別冊
成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、擁壁、塀、柵等を参道に面して設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、自然素材等を使用したものとし、圧迫感の軽減を図る。 	

